

規 則

埼玉県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年 7 月 15 日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第 2 条 条例第16条第 1 項第 9 号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第 3 条第11号に規定する青少年教育施設とする。

(公安委員会規則で定める利益の供与)

第 3 条 条例第19条第 1 項第 3 号に規定する公安委員会規則で定める利益の供与は、次に掲げるものとする。

- (1) 興行、儀式その他の暴力団が資金を獲得し、又は威力を示すための活動を行う場所を提供すること。
- (2) 出資又は融資をすること。
- (3) その事業の全部若しくは一部を委託し、又は請け負わせること。

(情報の提供の求め)

第 4 条 条例第21条第 2 項の規定による求めは、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察職員に対し、次に掲げる事項を口頭で示して行うものとする。

- (1) 当該求めに係る条例第21条第 1 項に規定する取引の相手方等の氏名、年齢その他当該取引の相手方等を特定するため参考となる事項
- (2) 当該求めをする理由

2 条例第21条第 2 項の規定による求めをする者は、前項に規定する本部長が指定する警察職員に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

- (1) 当該求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42

年法律第81号) 第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあっては、当該求めをする者が本人であることを確認するため本部長が適当と認める書類
(説明又は資料の提出の求め)

第5条 条例第27条の規定による求めは、説明・資料提出要求書(様式第1号)により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の場合において、必要があると認めるときは、口頭による説明を求めることができる。

3 条例第27条の規定により説明又は資料の提出を求められた者(以下「説明等要求対象者」という。)は、前項の規定により口頭による説明を求められ、かつ、資料の提出を必要としない場合を除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書(様式第2号)を提出するものとする。

4 第1項の求めは、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、説明等要求対象者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。
(口頭による説明の聴取)

第6条 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時・場所変更申出書(様式第3号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出により又は職権で、口頭による説明の日時又は場所の変更ができる。

3 公安委員会は、前項の変更をし、又は第1項の規定により申出を受けた場合で、口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明日時・場所決定通知書(様式第4号)により、該当する説明等要求対象者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第7条 条例第28条の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(公表の方法及び内容)

第8条 条例第29条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うほか、県民に広く周知することができる方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第29条第1項の規定により公表される者の氏名及び住所（被公表者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第9条 公安委員会は、条例第29条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、同条第1項の規定により公表しようとする者に対し、意見聴取通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「公表対象者」という。）は、申述書（様式第7号）を提出するものとする。この場合において、口頭により意見を述べることを求める公表対象者は、その旨及びその理由を申述書に記載するものとする。

3 公安委員会は、公表対象者が口頭により意見を述べることを求めた場合でその必要があると認めるときは、口頭による意見の聴取を行うものとする。

4 公表対象者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

5 第1項の規定による通知は、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

6 公安委員会は、公表対象者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱う。

(口頭による意見の聴取)

第10条 前条第3項の規定により口頭で意見を述べることを認められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見聴取日時・場所変更申出書（様式第8号）により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出により又は職権で、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更ができる。

3 公安委員会は、前項の変更をし、又は第1項の規定により申出を受けた場合で、口頭による意見の聴取の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を意見聴取日

時・場所決定通知書（様式第9号）により、該当する公表対象者に通知しなければならない。

（中止命令の方法）

第11条 条例第30条の規定による命令（以下この条において「中止命令」という。）は、中止命令書（様式第10号）により行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書により行ういとまがない場合は、口頭により行うことができる。

2 公安委員会は、緊急の必要がある場合における中止命令を、当該中止命令に係る違反行為の発生地を管轄する警察署長に委任する。

3 警察署長は、第1項ただし書の規定により口頭による中止命令を行った場合は、当該中止命令を受けた者に対し、当該中止命令を行った後の相当の期間内において、中止命令理由通知書（様式第11号）により当該中止命令を行った理由を通知するものとする。ただし、当該中止命令を受けた者の所在が判明しなくなった場合その他通知することが困難な事情がある場合は、この限りでない。

（代理人の選任）

第12条 説明等要求対象者又は公表対象者（以下この条において「説明等要求対象者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、説明等要求対象者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 説明等要求対象者等は、代理人の資格について、代理人資格証明書（様式第12号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 説明等要求対象者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第13号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（口頭による説明等の聴取を行う者の指定）

第13条 公安委員会は、第5条第2項の規定により口頭による説明を求める場合における当該説明の聴取及び第9条第3項の口頭による意見の聴取を、本部長が指定する警察職員に行わせることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定め

る。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（表面）

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

説明・資料提出要求書

埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第27条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

記

説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は提出資料の内容	

説明又は資料の提出の方法

書面の提出による説明

提出の期限	年 月 日
提出先	
資料の提出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否

口頭による説明

出頭すべき日時	年 月 日 時 分
出頭すべき場所	
資料の提出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否

資料の提出

提出の期限	年 月 日 時 分
提出先	

（注） 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- （注） 1 印のある欄については、該当のに✓印を付すこと。
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、埼玉県暴力団排除条例第29条第1項の規定により、埼玉県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 書面の提出による説明の方法を指定されたときは、説明・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は資料（資料の提出を求められている場合に限り。）の内容を記載した説明・資料提出書を提出してください。
- 3 口頭による説明を求められた場合で、資料の提出を求められているときは、口頭による説明の際に説明・資料提出書と共に資料を提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で、資料の提出を求められていないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 4 口頭による説明を求められた場合で、あなたが病気その他やむを得ない理由により出頭すべき期日又は場所に出頭できないときは、埼玉県公安委員会に対し、説明日時・場所変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたは代理人を選任することができますので、その場合は説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を、埼玉県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。
- 7 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき、又は口頭による説明の期日に出頭しないときは、埼玉県公安委員会は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱います。

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第5条第3項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出をします。

記

説明・資料提出要求書の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

説明日時・場所変更申出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第6条第1項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。


記

説明・資料提出要求書の 番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	日時	変更前	年 月 日 時 分
		変更希望	年 月 日 時 分
	場所	変更前	
		変更希望	
変更申出理由			

(注) 該当しない部分を二重線で抹消してください。

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 

説明日時・場所決定通知書

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第6条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------------------	--------------

説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	日時	変更前	年 月 日 時 分
		変更後	年 月 日 時 分
	場所	変更前	
		変更後	
職権で説明の日時又は場所を変更する理由			

説明の日時及び場所の不変更決定

説明の日時及び場所を 変更しない理由	
-----------------------	--

(注) 該当する□に✓印を付けること。

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

勸 告 書

埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第28条の規定により、次のとおり勸告します。

記

勸告の原因となる事実	
勸告の内容	

（注） この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、埼玉県暴力団排除条例第29条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

（注） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（表面）

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

意見聴取通知書

次のとおり意見の聴取を行いますので、埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定により通知します。

記

公表の根拠となる 条例の条項	
予定される公表の 原因となる事実	

意見聴取の方法

申述書の提出

提出の期限	年 月 日
提出先	

口頭による意見の聴取

聴取の日時	年 月 日 時 分
聴取場所	

（注） 意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

（注） 1 印のある欄については、該当のに✓印を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 提出する申述書に、意見聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容に関する意見（口頭により意見を述べることを希望する方は、その旨及びその理由）を記載してください。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき、又は口頭による意見の聴取の期日に出頭しないときは、埼玉県公安委員会は、意見がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合で、あなたが病気その他やむを得ない理由により出頭すべき期日又は場所に出頭できないときは、埼玉県公安委員会に対し、意見聴取日時・場所変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたは代理人を選任することができますので、その場合は、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を、埼玉県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

申 述 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第9条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

記

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事実の内容 に関する意見	
備 考	

(注) 1 口頭により意見を述べることが希望する場合は、その旨及びその理由を備考欄に記載してください。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

意見聴取日時・場所変更申出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第10条第1項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

意見聴取通知書の 番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	日時	変更前	年 月 日 時 分
		変更希望	年 月 日 時 分
	場所	変更前	
		変更希望	
変更申出理由			

(注) 該当しない部分を二重線で抹消してください。

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会



意見聴取日時・場所決定通知書

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第10条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
--------------------	--------------

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	日時	変更前	年 月 日 時 分
		変更後	年 月 日 時 分
	場所	変更前	
		変更後	
職権で意見の聴取の日時 又は場所を変更する理由			

意見の聴取の日時及び場所の不変更決定



意見の聴取の日時及び場所を 変更しない理由	
--------------------------	--

(注) 該当する□に✓印を付けること。

埼玉県公安委員会指令乙第 号
埼玉県 警察署指令乙第 号
年 月 日

中 止 命 令 書

殿

埼玉県公安委員会 
埼玉県 警察署長 

命令を受ける者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

前記の者に対し、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第30条の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

命 令 を す る 理 由	
---------------	--

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て（審査請求）をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 該当しない部分を二重線で抹消すること。

第 号
年 月 日

殿

埼玉県 警察署長 印

中止命令理由通知書

命令を受けた者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第11条第3項の規定により、前記の者に命令を行った理由を次のとおり通知する。

記

口頭による命令	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	
命 令 の 内 容		

命令を行った理由	
----------	--

口頭による中止命令に不服がある場合の注意事項

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

私は、埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第12条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

記

説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所及び氏名	
説明等要求対象者等 との関係	

(注) 該当しない部分を二重線で抹消してください。

代理人資格喪失届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

㊞

私の代理人はその資格を失ったので、埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第12条第4項の規定により届け出ます。

記

説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所及び氏名	

(注) 該当しない部分を二重線で抹消してください。